

令和2年度事業計画

はじめに

令和2年は、初めて令和として新春を迎えた。司法書士界においては、2019年6月、実に17年ぶりの司法書士法の一部改正が成立し、改正司法書士法が令和2年8月に施行される予定となっている。この改正により、司法書士法第1条に使命規定が創設され「司法書士は、この法律に定めるところによりその業務とする登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命とする。」と定められた。これは、司法書士が法律家として社会に果たすべき職責を明文化したものであり、司法書士法の全条文の解釈に影響を及ぼすことになる。使命規定が、法律に明文化されたことは、専門家として果たすべき職責が極めて重いものとなったことを意味する。司法書士が擁護する権利には憲法上の基本的人権も含まれている。そして、これまで以上に、何が「自由」か、そして何が「公正」か、を常に意識し、議論しながら職責を果たしていく義務が生じることになる。ルーチンの「一丁上がり方式」の仕事だけでは、これからは生き残れない。私たち司法書士一人ひとりが、身近なくらしの法律家として、市民からの依頼や困りごとに寄り添いながらその解決を図る行動を続け、自由かつ公正な社会の形成に寄与していかなければならない。

当然ながら、さらなる司法書士法改正につなげる必要がある。市民との接点である会員一人ひとりの日々の業務の積み重ねによる市民の信頼の醸成が不可欠である。当会の会員一人丸となって、市民に求められる制度を確立するよう努める所存である。

令和2年度の事業計画も、各部・各委員会が、常に横断的連携を十分考慮するとともに、新規事業は、目的と予算金額を想定し、戦略的に実施するとの方針のもとに立案した。

第1 当会の運営体制・基盤整備について

(1) 部門構成等

2019年度と同様に8部門と調停センター、会則等規定の委員会組織を維持する。災害対策部、空き家・所有者不明土地問題等対策委員会は継続する。また、必要に応じて特別委員会を設置する。

(2) 総務部の合理化の推進

業務課、総務課、非司法書士対策の業務分掌や総務部長職、次長職の役割を明確にし、その連絡・連携を強化しながら、次世代につなげる効率的な運用を進める。

(3) 業務分掌・権限分掌の明確化

会長、副会長、部長、理事、委員長、事務局との間の業務分掌、業務権限を明確にし、効率的な執行を進める。

(4) 報酬・日当の適正化

役員、委員等の報酬等の適正化を検討する。なお、日当（出張手当加算等）の適性化については、令和2年度実施する。

(5) IT化の推進

- ① 兵庫県司法書士会館（以下、「会館」という）内のIT化（事務機器整備）を推進す

る。

- ② 会議のペーパーレス化、IT化（タブレット、テレビ会議、Skypeなどの活用）の道筋をつける。なお、令和2年度は、一部の会議においてタブレットを使用したペーパーレスを試験的に開始する。
 - ③ 研修の同時配信を行い、会員の帰属意識の向上につなげる。
 - ④ 紙ベースの月刊専門誌、新聞等につき、電子版への移行をさらに進める。
- (6) 会員の帰属意識向上
- ① 研修の同時配信実現による会館以外の場所での集合研修への参加を促進する。
 - ② 会員、理事会、支部長会メーリングリストの活用（多様な情報発信）を促進する。
 - ③ 支部、兵庫県青年司法書士会（以下、「青年会」という）と連携しながら、新人等への支部活動、青年会活動への参加を促す。
 - ④ 会員が集まりやすい親睦等を企画する。
- (7) 事務局機能の強化
- ① 事務局職員向け合同研修会開催
 - ② 事務局員と役員との間のコミュニケーションの機会を増加し、日頃から認識を共有しながら連携強化を図る。
 - ③ 事務局職員の外部研修等への参加を促す。
 - ④ 事務局長の検討。
- (8) 危機管理への対応
- ① 当会被災時、広域被災時の体制を構築する（危機管理マニュアル等策定等）。
 - ② リスクマネジメントを共通認識とする。
- (9) 支部との連携強化
- 本会与支部との事業の役割分担等につき明確し、効率化を図る。
- (10) 支部事業活動費の最適化
- 当会から支部への支部事業活動費の支給が人数割りとなっている。一部50人未満の支部については、制度対策費から助成をしているのが現状である。しかしながら、支部の規模に格差があり、結果、支部事業活動費の支給にも多寡が生じている。
- 支部事業活動費の適正化について検討し、提案する。

第2 当会の事業執行について

(1) 研修事業

2019年度の研修単位履修率、特に倫理研修の取得率を見ながら、会員への周知を図り、情報提供を行う。令和2年度は、法改正を中心に研修会を開催する。近畿司法書士会連合会（以下、「近司連」という）とも協働しながら、特に民法改正の研修を重点事業と位置づける（詳細は第4で詳述する）。

(2) 長期相続登記等未了土地解消作業における相続人調査業務

令和2年度も引き続き、相続人調査業務の入札が行われる予定である。当会は、兵庫県公共嘱託登記司法書士協会（以下、「公嘱協会」という）が相続人調査業務を受託した場合には、その事業の重要性を会員に周知すると共に後方支援を行う。

(3) 相続登記の推進

神戸地方法務局と協働しながら、相続登記を促進し、「相続（遺言）等の手続の相談は司法書士へ」という流れを築いていく。

(4) 災害等への対応等

① 広域での連携強化

多発する直下型地震・集中豪雨等の災害や東海・東南海地震等に対し、近畿全体を想定した災害に対する組織づくりが必要となる。近司連を中心として、行政、隣接職能、各種団体との広域連携を進めていきたい。

② 震災・災害関連行事

毎年恒例となっているところであるが、令和2年度も、災害対策につながる事業を展開する。

(5) 成年後見等業務での成年後見センター・リーガルサポートとの連携

成年後見業務関連では、成年後見センター・リーガルサポート（以下、「L S」という。）兵庫支部が中心となるが、定期的にL S兵庫支部と本会との合同会議を続けており、さらに協力・協働しながら、各地域に根ざした成年後見の利用促進を積極的に進める。L S本部や一部のL S支部における財政問題の解決策においては、当会への影響を考慮し、当会としての意見を積極的に述べていく。

(6) 地方自治体との連携強化

空き家・所有者不明土地等の社会問題の解決に向けて、相続人調査業務、相談業務、成年後見人選任申立、管理人選任申立等の法的手続きについて、引き続き、自治体を支援し、他の自治体へと広げていく。

(7) 職業倫理の向上

司法書士法に使命規定が設けられ、職業倫理の重要性が増していることは明らかである。司法書士の職責が重くなる一方で、不祥事も後を絶たない。また、懲戒等に至らないとしても、会員の依頼者に対する不適切な対応による苦情が当会に寄せられている。これらは司法書士制度の根幹（信頼）を揺るがす問題である。引き続き、倫理研修を通じて、会員の倫理観の向上を図っていく。

(8) 身近な暮らしの法律家を目指す。

司法書士は、市民の日々暮らしの中での様々な悩みごと、困りごとなどの相談を受けて紛争予防に努める。それでも、法的紛争に至った場合には、市民に寄り添いながら解決に向けて行動し、依頼者に安心と平穏をもたらすことが司法書士がこれまで培ってきた独自性である。暮らしの法律家として、より身近なきめ細やかさが社会から求められている。司法書士の職責を実践し、市民が抱える社会問題について取り組んで行く。

第3 司法書士制度への対応

(1) 司法書士法改正への対応

令和2年度は、改正司法書士法が施行される。司法書士は、国民からその使命を負託された。この使命規定創設は非常に重要な改正あることは前述したが、さらに、懲戒制度、一人法人の許容などの改正もなされている。それらの改正に伴い、本定時総会には、多数の規則等の改正を提案している。今後の綱紀調査、注意勧告手続、量定意見の決定等のあり方にも影響がある。それらの司法書士法改正伴う一連の手続き等の変更にも十全に対応する必要がある。

(2) 今後も兵庫県司法書士政治連盟（以下、「政連」という）と協働しながら、司法書士法改正、司法書士制度の発展に努める。

第4 各種法改正等への対応

(1) 「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する法律」

平成30年11月に「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する法律」が施行され、長期相続登記未了土地について、相続人を探索して相続登記を促すこととされた。この相続人探索事業には、2019年度までは公嘱協会がその作業を行ってきた。

当会では、長期相続登記等未了土地解消作業に併せて、市民に相続登記の重要性を広める活動を行うとともに、次世代の子どもたちのために「未来につなぐ相続登記」を促進する。

(2) 「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律」

2019年5月には「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律」が成立している。そこには「所有者等探索委員制度」が設けられ、所有者の探索し、その結果を登記記録に記録することになっている。当会は、会員を所有者等探索委員に推薦し、司法書士としての知見と経験を活かしながら、いわゆる記名共有地の解消等に貢献していく。

(3) 「土地基本法等の一部を改正する法律案」

令和2年2月4日には「土地基本法等の一部を改正する法律案」が閣議決定され、閣法として国会で審議中であり、通常国会で成立の見込みとなっている。人口減少社会への対応として、土地の適正な利用・管理、地積調査の円滑化・迅速化が謳われている。そこでは「所有者の責務」として、登記等権利関係の明確化や境界の明確化などの規定が盛り込まれ、司法書士の関与が不可欠となっており、今後も注視していきたい。

(4) 「民法改正（債権法・相続法）」

令和2年4月1日には「改正債権法」が施行され、同日「改正相続法」も全面施行となった。

約120年ぶりとなる債権法の大改正、約40年ぶりとなる相続法の大改正が行われた。これらは、司法書士業務を行う上で必須の基本法ともいえる。個々の司法書士の民法改正への対応の遅れは、業務の質を低下させ、相談過誤が生じやすい分野と認識している。失敗は、司法書士制度にとって致命傷となりかねないと警戒している。しかし、このピンチをチャンスと捉え、会員一人ひとりが、いち早く民法改正の理解を深め、実務に活用することが依頼者の信頼につながっていく。令和2年度は、民法改正の研修を重点的事業とする。

(5) 「法務局における遺言書の保管等に関する法律」

令和2年7月10日には「法務局における遺言書の保管等に関する法律」が施行される。

遺言保管制度を国民が混乱することなく適切に導入・実施されるよう、引き続き、当会の意見を述べながら広報も含め活動を広げていく。

(6) 法制審議会（民法・不動産登記法部会）

現在、法制審議会の民法・不動産登記法部会において、所有者不明土地の発生を予防するため仕組み、所有者不明土地を円滑かつ適正に管理するための仕組みとして、相続登記の義務化、土地所有権の放棄の在り方、遺産分割における期間制限、管理人制度の見直し、その他多岐にわたる項目につき検討が加えられている。同部会の最終答申を受けて、秋の臨時国会において、民法及び不動産登記法の改正が予定されている。なお、当会においては、改正の動向に注視し、令和2年3月にパブリックコメントで意見を表

明したところは前述（事業報告）のとおりである。

（7）民事訴訟法等改正に対する対応

裁判事務関連では、デジタル技術活用につき先進国からの遅れが指摘されている民事裁判手続について、政府は全面的なIT化を目指している。裁判手続を迅速化するために訴訟代理人に訴状等裁判関係書類のオンライン提出を義務付け、オンラインでの口頭弁論や訴訟記録の閲覧など、法改正の必要のないものから段階的に進めている。将来的には「本人訴訟」の場合でもオンライン訴訟手続きを実現する方針である。

特に、本人訴訟のIT化について、それをサポートする仕組みが必須となるが、そのサポート役には、本人訴訟を支援してきた司法書士が、登記申請等で蓄積してきたIT環境、IT技術を活用することが不可欠である。令和2年は、IT化に必要な民事訴訟法改正など関連法案の見直しに着手する予定となっており、その動向を注視し、司法書士活用の要望等含め適切に対応していきたい。

いずれの法改正も、司法書士業務に密接に関わるものであり、適宜に情報提供し、適切に対応していく所存である。

各会員においては、司法書士法改正に伴う自らの意識改革と問う当会事業へのさらなる協力をお願いする。

1. 総務部

円滑な組織運営を図るため、各事業部、事務局との連絡・連携について遺漏なきよう行っていく。

（1）総務課

司法書士法の改正等に応じて、会則をはじめとする規程の見直しを図っていく。

事務局、事務局員の執務環境、労働環境の改善、向上に努める。

会館設備の維持、管理及び必要に応じて機器、システム等の交換、導入を実施する。

（2）業務課

会員への執務に関する問い合わせ等につき、現在、平日午後に副会長をはじめとする役員にて電話対応を実施していたが、段階的に事務局での初期対応としていく。これらの問い合わせ等については、既に各副会長を主査とするチーム体制にての初動対応を2019年度から実施しているところであるが、令和2年度もこのチーム体制を継続し、注意勧告小理事会、量定意見小理事会への対応が迅速に行われるようにする。

会員への執務に関する問い合わせ等は、会員の身分に関する問題に発展する可能性を孕んでいることから、関係各部門との連携を十分に行い、適正かつ迅速に対応していく。

（3）非司法書士対策委員会

令和2年度も司法書士法施行規則（以下「規則」という）第41条の2の規定による調査（以下、「非司調査」という）を中心に事業を推進していく。

調査結果が実効性のあるものとなるよう調査方法を更に工夫する。

また、会員や市民等から非司法書士行為に関する情報提供があった場合、適切

な調査を行い対処していくとともに、他士業の事務所のホームページに会社設立登記等司法書士の業務があたかもできるような記載がないか調査し対処していく。

2. 経理部

現行事業を継続するため、更なる予算の精査を行い、事業運営・管理に要する費用支出について、各事業部と連絡を密にして会計処理を円滑に行い、財務面の執行状況等情報の提供を行うとともに、費用対効果を念頭におき、各事業部、委員会、事務局等と連携し、経費節減及び事務の効率化に努める。併せて、支部事業活動費の適正配分についても検討する。

3. 企画研究部

(1) 常設委員会

① 不動産登記検討委員会

2019年度に続き、不動産登記法・不動産登記規則等の改正への対応や不動産登記業務の執務姿勢のあり方等の企画研究を行う。

ア 不動産登記業務の執務姿勢のあり方、日常業務で問題となる点を中心に企画研究し、法務局との事務連絡会を含む情報等の発信を行う。

イ 所有者の所在の把握が難しい土地の取扱い等に関する実務対応の研究を行う。

ウ PDF化への対応等オンライン申請利用促進についての検討を行う。

エ 上記の各事業につき、外部有識者との意見交換又は公開研究会を実施する。

② 商事法検討委員会

司法書士の企業法務分野及び商業登記分野における会員のシンクタンクとなるよう、以下の事業を計画する。

ア 司法書士と会社及び各種法人との関わりの検討

司法書士が、会社や各種法人からどのようなことを求められており、それに対してどのように関与し、あるいはどのように関与できるかを検討し、会社等への関与の方法を研究する。

また、外部の団体とも協力し、公開研究会を年1回程度行う。

イ 規則第31条業務を含む商業登記に関する前段階業務への関わりの検討

株主総会開催の前段階業務等の、商業登記申請のために企業が行う準備、手続等に司法書士がどのように関与することができるか検討し、新しい商業登記への関与の方法を研究し、会員への提案を行う。

ウ 商業登記における困難事例の検討

実務上の困難な事例を抽出し、委員会で検討を行う。法務局との事務連絡会で取り上げられたテーマについて、会員への情報発信を行う。

エ その他

商業法人登記をめぐる状況の改善（非司調査への協力）

商業法人登記、企業法務に関する情報の収集及び会員への発信。（ワンストップ化、事業承継法制など）

支部等からの講師派遣の要請に対する対応。

休眠会社の整理の際に、法務局から発送される通知に同封してもらうパンフレットの作成。

③ 裁判事務推進委員会

裁判事務（簡裁訴訟代理業務及び裁判所提出書類作成業務）の推進のため、以下の事業を計画する。

ア 簡裁訴訟代理業務の受託推進策の検討

簡裁訴訟代理業務の受託推進のため、特に消費者事件に関して、会員への啓発や受託体制の整備、行政機関（消費者センター等）との連携等について引き続き検討する。

定期的開催される簡易裁判所との民事手続に関する懇談会への対応を行う。

少額事件に対する報酬助成制度の周知や適正な運用を図る。

民事調停及び法テラスの利用促進について具体的な方策を検討する。

イ 裁判所提出書類作成業務における本人訴訟支援のあり方の検討

本人訴訟支援のあり方について引き続き検討する。

ウ その他

裁判業務分野における重要判例や法改正への対応を行う。

裁判手続きのIT化について情報収集をし、対応を検討する。

(2) 特命委員会

① 財産管理業務対策委員会

2019年度に引き続き、民事信託に関する業務についての研究を中心として次の事業を行う。

ア 民事信託について、具体的な事例やモデルについての情報収集及び研究

イ 同種の業務を検討する他会の委員会と連絡・情報交換、外部研修への委員の派遣、外部講師の招聘による民事信託に関する業務についての情報収集

ウ 司法書士が当該業務に関与する際の留意点、司法書士業務としての位置づけ等当該業務に関する研究

エ 会員への情報提供

② 民法改正対策委員会

民法（債権関係）、民法（相続関係）が改正された。既に施行された部分もあり、引き続きこれらをフォローする。

ア 情報収集等

改正後の債権法や相続法の議論の状況や実務への影響について情報収集する。

イ 会員向けの啓発

研修部等との連携又は独自に企画する研修会等を通じた会員向けの啓発を行う。

ウ 当会としての意見の取りまとめ

必要に応じて意見の取りまとめを行う。

エ 市民団体等に対する情報提供等

社会事業部等との連携又は独自に企画する市民公開講座等を活用した市民団体等に対する情報提供等を行う。

オ 研修会等

会員が円滑に改正法へ対応できるように、必要に応じて、民法基礎講座等をはじめとする現行民法の基本部分を解説する研修会等を行う。

(3) その他

会務及び司法書士業務IT化の企画研究を行う。

4. 研修部

(1) 会員研修

2019年度より、倫理研修の受講も義務化されたところであるが、そういった改正に対応しつつ、会員に研修単位の取得漏れがないように、通知等で周知を行う。

基本的にはここ数年の方針を踏襲していき、日司連の研修の同時配信についても、出来るだけ実施する。また、他部門・他団体との連携を図り、日程的にも無理のないよう研修会を開催する。

① 中央研修会

時宜に応じたテーマを選定しつつ、土曜日の開催を中心とした中央研修会を年8回程度開催する。

② 実務研修会

日常業務に密接なテーマ、特定分野に関する専門的テーマを取り扱う実務研修会を平日の夜を中心として、年8～10回程度開催する。

③ 映像配信システム

講師及び講演内容に関する特段の事情がない限り、中央研修会及び実務研修会は映像配信システムにより配信し、受講機会の更なる提供を行う。

④ 支部研修との連携

支部研修だけで12単位取得できるよう各支部との連携を図る。

⑤ 新入会員研修

新規登録者を対象に約2カ月に1回のペースで、職務上請求の留意点、報酬についての考え方の研修会を開催する。

⑥ 新入会員研修プログラム

入会后5年未満の会員(予定)を対象に、不動産・商業・裁判の各分野を1回ずつ、日司連のeラーニングと事前課題とスクーリングを合わせた形での研修会を開催する。

⑦ 年次制研修

神戸、淡路、姫路、但馬の4か所での開催を予定し、開催地の各支部とも協力しながら円滑な運営を行う。

⑧ 研修の同時配信

主に平日の夜に開催される実務研修会について、会館から遠方の会員でも受講しやすいように、支部の要請に応じて、別会場にて同時配信を行う。

(2) 新人研修

日司連が定める新人研修のうち、いわゆる単位会で開催されるものは配属研修のことを指すが、合格者のすべてが配属研修を受講するわけではない。そのため、当会では引き続き、集合形式の研修を行う。

日司連中央研修、近司連新人研修と内容が重複しないように、新人研修のカリキュラム構成を工夫して実施していく。

配属研修は、希望者全員を対象に実施する予定であるが、会員の皆様には指導員としてご協力いただくことをお願いしたい。

(3) 補助者研修

司法書士制度、司法書士倫理など補助者として最低限理解すべき事項や、職務上請求用紙の使用方法など補助者として備えるべき執務上の留意事項を中心に、年1回開催する。

5. 社会事業部

(1) 法教育事業

法教育を中心に、各支部と十分な意思疎通を図りながら地域に密着した事業展開を図り、司法書士の認知度を高める。

① 講師派遣事業

- ア 消費者教育講座（高校生以上）
- イ 職業人講話（高校生以上）
- ウ 司法書士派遣講座（一般、自治体向け）
- エ 出前講座（福祉関連、町内会向け。持ち込み企画（公益的なもの）含む。）

② 講師団の充実、関連団体等との情報交換等

社会事業部タウンミーティングの開催（3回程度）

事業実施のための各支部会員と意見交換を行い、講師団の充実を図る。

③ 青少年への法教育事業

- ア 一日司法書士事業の実施（高校生向け）
- イ 親子法律教室事業の実施（小学校高学年およびその保護者向け）

(2) 生活支援事業

人権擁護の観点から様々な社会問題に司法書士の専門職能を活用し取り組む。

① 生活困窮者の権利擁護活動の拡充、関連団体との連携強化

- ア 「兵庫県司法書士会高齢者・障がい者・ホームレス等に対する生活支援権利擁護助成規定」に基づく生活支援権利擁護助成の実施
- イ 生活保護研修会の実施
- ウ 年末年始くらしの相談会の実施（設営、撤収及び相談会）

② 自死問題に関するネットワーク構築の推進

自死総合対策フォーラム（神戸市、医師会、弁護士会との共催）への参画。

③ 権利擁護を含む人権擁護に関する問題への対応、関連団体等との情報交換等

兵庫県弁護士会生活部会等との情報交換を行う。

(3) 学術交流事業

当会与学術団体、関係諸機関、関連団体等との交流を促進し、事業を活性化させるためのネットワーク窓口の構築。

① 兵庫県立森林大学校、甲南大学、神戸学院大学への講師派遣

② 日司連、近司連、司法書士法教育ネットワーク等の開催のシンポジウム・研究会に対して担当者を派遣

- ③ 学識経験者等を招聴しての意見交換会開催

6. 会員事業部

(1) 兵庫県司法書士会会報

「会報」は、例年通り、月1回の割合で継続して発行し、専門的な内容の掲載等により、なお一層内容の充実に努め、また併せて会報のあり方について今後も引き続き検討する。

(2) 親睦事業

令和2年度も会員が無理なく参加できる形式にて、親睦事業を実施する。また、会員の帰属意識向上の一助となるよう、これに適した新規事業の実施の検討を併せて行うものとする。

7. 相談事業部

(1) 司法書士総合相談センター

司法書士総合相談センター規程に基づき、①相談会運営事業（常設相談会）、②相談員派遣事業（市役所等の常設相談会への相談員派遣）、③その他事業、の3事業を継続して行う。

① 相談会運営事業（常設相談会）

ア 常設相談会については、各相談会場の責任者により構成される相談センター運営委員会において、各地の運営状況の把握や情報交換を図り、常設相談会が適切に運営されるよう努める。

イ 相談件数等に応じた適正な相談員数・開催回数等の検証に基づく相談会の整備を行うとともに、各相談会場ごとに設定した予算の範囲内で運営を行う。

ウ なおはな相談センターひょうごの円滑な運営と、市民への周知を図る。

② 相談員派遣事業

既存6会場への相談員派遣を行い、行政との連携を強化する。

③ その他事業

ア 2019年度と同様、行政等が主催する臨時の相談会への相談員の派遣等を行う

イ 10士業お悩みパーフェクト相談に相談員を派遣する。

ウ 総合相談センターの予約案内等の電話対応を継続して行う。

エ 法務局手続き案内の発展に向けて、必要に応じて法務局との協議を行う。

オ 災害発生時には日司連が行う相談事業に対応する。

(2) 地域連携対策

兵庫県多重債務者対策協議会の一員として、行政と連携する。

巡回法律相談事業は、近司連及び青年会と協力して行う。

行政、法テラス兵庫地方事務所との連携に柔軟に対応する。

8. 広報部

(1) 広報（PR）

① 広報（メディアリレーションズ）

司法書士の知名度を高め、その有用性を社会に知らしめるべく、広報部の主要部門として位置づけ、司法書士会並びに関連団体における事業活動を中心にマスメディアに対しニュースリリースにて随時発信する。また、広報のノウハウを支部や地域の活動に活かしてもらえるように、地域における広報の方法を研究する。

当会および会員・関連団体の活動を理解してもらうため、各事業部等の情報収集をし、対外連絡体制の構築のため、マスメディア関係者との懇談会を実施する。

② ホームページ

各種相談会・講演イベント等の告知を適時更新し、各事業部との連携を図りつつ、コンテンツの充実をはかる。また、迅速、簡易な情報発信ツールとして、フェイスブックを活用する。

(2) 広告

司法書士制度の有用性を社会に知らしめ、司法書士の認知度向上をはかることを目的とする。

① テレビCM

兵庫県全域をこえ、近畿一円に放送が流れる関係から、テレビCMは、近司連と連携して実施する。

② 新聞広告

兵庫県全域にて、最も購読者が多い神戸新聞にて、新聞で2番目に閲読率の高いテレビ面に毎日カラーで掲載される特殊雑報広告を実施する。この有料広告の利用は、毎月1回以上のパブリシティ枠が利用できることを前提として実施する。

③ 県民だよりひょうご

兵庫県内の全世帯に配布されている「県民だよりひょうご」にて、広告を行う。

④ その他

その他、イベント等における広告を検討し、必要に応じて実施する。

(3) その他

① 相続登記の促進に関する広報活動

「未来につなぐ相続登記・法定相続情報証明」のリーフレットを配布する等、神戸地方法務局、兵庫県土地家屋調査士会と協力しつつ、相続登記の促進に繋がる広報活動を継続する。

② 広報グッズ等

必要に応じて、広報グッズ、チラシ・パンフレット等の発注・管理を行い、適宜、配布する。

③ 他部門の当会事業にかかわる広報活動

他部門において実施する相談会、セミナー、イベント等の事業に関し、当該他部門との連携を図り、必要に応じて、広報活動において協力、バックアップを行う。

④ 広報に関する公開研究会

当会会員自らが司法書士制度の広報活動に参加できるように、広報に関する公開研究会を実施する。

⑤ 広報セミナーへの派遣

人材育成を目的として、外部機関が実施する広報セミナーへ部員を派遣する。

9. 調停センターぽると

「調停センターぽると」は、平成25年9月3日付法務大臣より認証を受け、調停センター運営委員会が運営を担っている。

(1) 運営事業・総務

これまで調停を実施する場を会館に限定してきたが、令和2年度は利用当事者双方の合意があり、「調停センターぽると」での調停実施要件を満たせば、兵庫県内の公共機関の貸会議室等を利用して、調停を実施することを考えている。そして会館外での調停実施の可能性をより高めるために、県内各地域に手続実施者候補者名簿登載者が存在するような体制作りを目指す。具体的には2019年度に着手した手続実施者候補者名簿登載要件の緩和的変更をはじめ、現在稼働している他会の調停センターと情報交換を行い、会員が手続実施者候補者名簿登載しやすい条件を調えることに努める。また、引き続き手続実施規程等や様式を随時見直し、市民が利用しやすい「調停センターぽると」にするため、必要があれば、センターの運営方法について設置規則や運営規程を改定する。

(2) 広報事業

2019年度は利用相談・調停申込にいたる経路としては、ホームページからの問い合わせが多かった。令和2年度も広報部と連携してホームページでの広報に努めたい。また、会員には「調停センターぽると」を積極的に利用してもらいたい案件例を具体的にアピールしていくとともに(1)で述べた会館外で「調停センターぽると」での調停実施を検討できることや、手続実施者候補者名簿への登載要件の緩和を広報していく。会館外での調停実施を検討することに舵を切ったことで、より広い地域で市民に向けて「調停センターぽると」の広報をすることが可能になったと考える。まず手始めに令和2年度は運営委員の地元自治体での市民相談担当課等に「調停センターぽると」の存在と仕組みを広報していく。

(3) 研修事業

手続実施者・利用相談員・事件管理者(以下、「手続実施者等」という。)向けの研修を例年どおり実施しているが、手続実施者等の人数が不足している。令和2年度も引き続き「調停センターぽると」の手続実施者等の増員を図るため、近司連対話調停センターや研修部と連携し、会員向け研修を実施し、会員に関心をもってもらえる研修を企画したい。

10. 災害対策部

2019年度、当部は、名称を東日本大震災災害対策部から災害対策部と変更し、今後予想される広域的な災害にも対応をするべくその活動を開始した。

しかしながら、東日本大震災発生から9年が経過した現在でも、避難者数は4.8万人、福島、宮城、岩手の東北3県からの県外避難者は3.5万人を数える(令和2年1

月31日復興庁発表)と伝えられていることから、被災者や避難者への支援活動を継続して行う必要がある事は明白であり、今後も支援体制を維持する。一つは、地元単位会・近司連・日司連等関係諸団体と連携し、災害復興支援事務所等への相談員派遣等である。

また、広域的な災害への備えとして、関係諸団体、行政機関との連携を強化し、意見交換会等の開催や災害復興に有益な情報発信としてシンポジウム等の開催を検討する。

その他、災害時における当会と会員並びに会員同士の連絡手段の確保について他会の取組も参考にしつつ、各部と連携し検討を行う。

1 1. 緊急災害対策委員会

令和2年度においても、より実効性のあるものとしていくとともに、当会災害対策部・近司連・日司連災害対策関連部門と連携して災害対策活動に取り組む。また、近司連として参画する近畿災害対策まちづくり支援機構(阪神・淡路まちづくり支援機構から改組・名称変更)の取り組みとも連携し、防災・減災活動と災害からの復興支援のための活動を行う。

1 2. 空き家・所有者不明土地問題等対策委員会

- (1) 空き家・所有者不明土地対策に取り組む自治体への積極的な支援並びに委員会等への参画及び実際に依頼を受けての問題解決
- (2) 空き家・所有者不明土地の未然予防となるような市民への啓発、問題解決に取り組む市民への積極的な支援
- (3) ひょうご空き家対策フォーラム等の参画を通じての空き家・所有者不明土地問題の解決
- (4) 家庭裁判所に対する財産管理人候補者名簿の提出を目標に、司法書士が財産管理人として選任されることによる空き家・所有者不明土地問題の解決
- (5) 上記空き家・所有者不明土地問題に取り組む会員への支援及び研修、情報提供、情報交換